

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 平成三十年五月岡山県議会臨時会の招集
- 精神通院医療を担当する医療機関の指定の更新

財政課

健康推進課

【公告】

- 平成三十年度製菓衛生師試験の実施
- 土地改良区役員の退任届
- 公共測量の終了
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

生活衛生課

耕地課

監理課

建築指導課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第二百八十三号

次の事件を付議するため、平成三十年五月十五日岡山県議会臨時会を岡山市に招集する。

平成三十年五月八日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

付議事件

- 一 岡山県農林水産関係手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 一 知事の専決処分した岡山県税条例の一部を改正する条例について

◎岡山県告示第二百八十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

平成三十年五月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指定を更新した医療機関

名称

所在地

更新年月日

金光薬局新倉敷西店

倉敷市新倉敷駅前五十六九

平成三十年五月一日

〔二三九〕製菓衛生師法（昭和四十一年法律第一百五号）第四条第一項の規定による平成三十年製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成三十年五月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 試験の日時及び場所

- 1 日時 平成三十年八月十七日（金曜日）十時三十分から十二時三十分まで
- 2 場所 岡山県岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

二 試験科目

- 1 衛生法規
 - 2 公衆衛生学
 - 3 食品衛生学
 - 4 栄養学
 - 5 食品学
 - 6 製菓理論及び実技に関すること。
- ただし、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）別表第十一の三の三に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る一級又は二級の技能検定（五

1（6）において「技能検定」という。）に合格した者は、試験科目のうち6の免除を受けることができ、当該免除を受けた場合の試験時間は、一1にかかわらず、十時三十分から十二時までとする。

三 受験資格

次のいずれかの条件を満たす者であること。

- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者（高等学校の入学資格を有する者をいう。以下同じ。）であつて、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したものであるもの
- 2 学校教育法第五十七条に規定する者であつて、二年以上菓子製造業に従事したものの
- 3 製菓衛生師法の施行の日（昭和四十一年十二月二十六日）において菓子製造業に従事していた者（学校教育法第五十七条に規定する者を除く。）であつて、三年を超えて菓子製造業に従事したものの

四 受験願書受付期間

持参による場合は、平成三十年六月十一日（月曜日）から同月十八日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の八時三十分から十七時十五分までとする。郵便又は信書便による送付（以下「郵送等」という。）の場合は、同月十一日（月曜日）から同月十八日（月曜日）までとし、同日付けの消印又は通信日付印があるものまで有効とする。

五 提出書類及び提出先

1 県内居住者にあつては、次に掲げる書類を住所地を管轄する保健所（支所を除く。以下同じ。）へ持参により提出すること。ただし、平成二十九年度に岡山県が実施した製菓衛生師試験の受験願書を提出した者は、(2)から(4)まで及び(6)の書類の添付を省略することができる。

(1) 受験願書 一通

受験願書に受験手数料として九千五百四十円相当額の岡山県収入証紙を貼り付けること。なお、既納の受験手数料は、返還しない。

(2) 履歴書 一通

(3) 高等学校の入学資格を有することを証する書類（三二に該当する者に限る。）
一通

(4) 都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設の卒業証明書（製菓衛生師養成施設在学中の者は、一年以上かつ製菓衛生師法施行規則（昭和四十一年厚生省令第四十五号）第十八条第一号イの必修科目の授業時間数（千二十時間）以上を履修した旨の証明書）又は製菓業務従事証明書 一通

(5) 写真票 一通

写真票に出願前六月以内に撮影した写真（上半身、正面、脱帽、縦五センチメートル、横四センチメートルのもの）を貼り付けること。

(6) 技能検定の合格証書の写し（二のただし書に該当する者に限る。） 一通

2 県外居住者にあつては、1(1)から(6)までに掲げる書類を次の提出先へ持参又は郵送等により提出すること。ただし、平成二十九年度に岡山県が実施した製菓衛生師試験の受験願書を提出した者は、1(2)から(4)まで及び(6)の書類の添付を省略することができる。

郵便番号 七〇〇一八五七〇

岡山県岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県保健福祉部生活衛生課

六 合格発表

1 平成三十年九月十九日（水曜日）九時に岡山県庁北側公示板及び各保健所において合格者の受験番号を発表する。また、岡山県保健福祉部生活衛生課のホームページ（<http://www.pref.okayama.jp/soshiki/37/>）においても合格者の受験番号を発表する。

2 合格者には、合格証書を交付する。

七 その他

1 受験者には、受験票を交付する。

2 受験手続等について不明の点は、住所地を管轄する保健所又は岡山県保健福祉部生活衛生課生活営業指導班（電話〇八六一二二六一七三三五）に問い合わせること。

3 郵便による受験願書等の請求は、宛先を明記し、百四十円分の切手を貼った返信用封筒（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのものを同封して行うこと。また、受験願書等は、六一の岡山県保健福祉部生活衛生課のホームページにおいてダウンロードすることができる。

平成30年5月8日 岡山県公報 第11988号

〔二四〇〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任の届出があつた。

平成三十年五月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

滝谷池土地改良区

二 退任役員

退任役員

氏 名

石坂 正広

住 所

久米郡美咲町大坪和東一三八五

理事監

事の別

理事

平成30年5月8日 岡山県公報 第11988号

〔二四一〕測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、玉野市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成三十年五月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

| | |
|-------|----------------|
| 測量区域 | 玉野市番田、北方、下山坂地内 |
| 測量の種類 | 公共測量（地図作成業務） |
| 終了年月日 | 平成三十年三月十五日 |

平成30年5月8日 岡山県公報 第11988号

〔二四二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年五月八日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市中島字間之丁六五―二、六六―二、六九―一、七〇―一、七一―三、七三―一

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

東京都豊島区東池袋三丁目一―一

株式会社ファミリーマート

代表取締役社長 澤田 貴司

三 許可番号

岡山県指令建指第三五六号